

第2章 被保険者

第1節 資格

§ 6 適用事業所

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする¹。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所²であつて、常時5人以上³の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業⁴

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業⁵

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業⁶

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業⁷

ホ 貨物又は旅客の運送の事業⁸

ヘ 貨物積みおろしの事業⁹

ト 焼却、清掃又はと殺の事業¹⁰

チ 物の販売又は配給の事業¹¹

リ 金融又は保険の事業¹²

ヌ 物の保管又は賃貸の事業¹³

ル 媒介周旋の事業¹⁴

ヲ 集金、案内又は広告の事業¹⁵

ワ 教育、研究又は調査の事業¹⁶

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業¹⁷

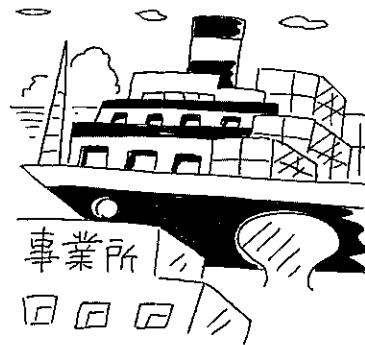
コ 通信又は報道の事業¹⁸

ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業¹⁹

- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人²⁰の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの
- 三 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が乗り組む船舶²¹（第59条の2を除き、以下単に「船舶」という。）
- 2 前項第3号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。
- 3 第1項の事業所以外の事業所の事業主²²は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。
- 4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第12条に規定する者を除く。）の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない²³。

趣旨

本条は、事業主や従業員の意思にかかわらず法律上当然に適用を受ける強制適用事業所と、事業主の申請により適用を受ける任意適用事業所について規定したものです。任意適用事業所については、事業主が従業員の2分の1以上の同意を得た上で厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。なお、昭和60年の法改正により船員法の船舶が適用事業所となったほかは、健康保険法の適用事業所と同じ扱いをします。



➔ ポイント

1 適用事業所とする

法6条1項1号から3号に掲げる事業所を強制適用事業所といい、法律上当然に適用事業所となります。

初めて適用事業所となった場合の手続

何を	いつまで	どこへ
健康保険 新規適用届 厚生年金保険	5日以内	日本年金機構 (年金事務所)

(注) 船舶所有者は、10日以内に日本年金機構（年金事務所）へ提出。

2 事業所又は事務所

事業所または事務所の取扱いは、一事業所において種類を異にする事業が行われる場合、一つの事業が他の事業に付帯または従属し、別個の事業とみるよりもむしろ包括して一つの事業を行うものとみることが適当であるときは、主たる事業と一体的にその適用を決定し、その他の場合は、各事業所ごとに適用の可否を決定することとなっています（昭25・11・30保文発3082）。

3 常時5人以上

常態として5人以上の使用される従業員をいい、臨時使用人など被保険者から除外される者（法12条）は含まれません。

4 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

工場における生産過程を網羅するものです。

5 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

いわゆる、土木建築業のことをいいます。

6 鉱物の採掘又は採取の事業

鉱物の採掘または採取の事業に限らず、石切業その他の鉱物または土石の採掘および採取の事業が含まれます。

7 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

電気および動力の発生、伝導、供給の事業をいいます。なお、伝導とは送電線その他外線工事をいいます。

8 貨物又は旅客の運送の事業

運送、運輸のすべての事業をいいます。

9 貨物積みおろしの事業

港湾運送業の一部として行われる事業をいいます。具体的には船舶から船舶への貨物の積み下ろし、倉庫における貨物の取扱い、または鉱山、工場などでの貨物の積み下ろしをいいます。

10 焼却、清掃又はと殺の事業

焼却の事業 … 塵芥などの焼却

清掃の事業 … ビル、道路、河川、自動車などの掃除、家屋の消毒など

と殺の事業 … 牛、馬、豚などのと殺

11 物の販売又は配給の事業

営利目的は問わず、反復的かつ継続的な営業または事業として行うものをいいます。

配給は、現在ほとんどありません。

12 金融又は保険の事業

金融については、銀行業、信託業、融資業、質屋業をいいます。

保険は、生命保険、火災保険などをいいます。

13 物の保管又は賃貸の事業

倉庫業、貸家貸室業、貸し本業、物品貸付業をいいます。

14 媒介周旋の事業

仲立業、問屋業、代理業、取引所業、有価証券業、有価証券引受業、周旋業をいいます。

15 集金、案内又は広告の事業

集金業、旅客案内業、広告業をいいます。

16 教育、研究又は調査の事業

教育業は、小学校、専修学校、養成所など学問または技芸を教授する事業をいいます。

研究の事業は、各種の研究所、シンクタンク等を経営する事業をいいます。

調査の事業は、世論調査所、興信所、各種のリサーチセンターなどをいいます。

17 疾病の治療、助産その他医療の事業

病院、診療所、助産所、鍼灸師、柔道整復師などをいいます。

18 通信又は報道の事業

通信の事業は、郵便、電信または電話によって情報を伝達する事業をいいます。

報道の事業には、放送局、新聞社などがあります。

19 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

社会福祉事業とは、乳児院、児童養護施設、更生施設、肢体不自由施設、特別養護老人ホーム、重症心身障害児施設、母子福祉施設等をいいます。

更生保護事業とは、自由刑の執行が終わった者、執行猶予中の者、起訴猶予となった者等に対し、帰住の斡旋、金品の給与・貸与をし、または一定の施設に収容して必要な教養、訓練、医療、保養、就職を助け、環境の調整、改善を図る事業をいいます。

20 法人

法人には、一般社団法人と一般財団法人・公益社団法人と公益財団法人・公法人と私法人・外国法人と内国法人の区別がありますが、この法人の事業所または事務所であって常時従業員を使用するものは強制適用事業所となります。なお、昭和61年3月までは、これら法人の事務所であって常時5人以上の従業員を使用するものに限り強制適用事業所としていましたが、法改正により段階的に適用が拡大され、最終的に昭和63年4月からは、1人であっても強制適用となりました（昭60法34改正法附則41条）。

21 船舶

5トン以上の船舶、30トン以上の漁船等の船舶は、昭和60年の法改正により船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合されたため、昭和61年4月1日以降適用事業所となりました。これらの船舶に乗り組む船員は、厚生年金保険の第三種被保険者として扱われています（昭60法34改正法附則42条）。

22 第1項の事業所以外の事業所の事業主

1項の事業所以外の事業所の事業主とは、強制適用事業所以外の事業主のことをいいますが、その事業主は適用除外の者を除く使用する従業員の2分の1以上の同意を得た上で厚生労働大臣の認可を受けて、事業所を適用事業所とすることができます。このことを任意適用事業所の適用とといいます。

任意適用事業に該当するのは、次の①または②です。

- ① 適用業種である上記ポイント**4**～**10**事業で、常時5人未満の従業員を使用する個人経営の事業
- ② 任意適用業種である第1次産業（農林水産業）、サービス業、理容・美容業、旅館、料理店等の接客娯楽業、宗教業で個人経営の事業で、使用する従業員数は問いません。

ここで、事業所の適用関係をまとめると、次のとおりです。

	使用する従業員数	適用業種	任意適用業種
		製造業・金融業など法定16業種	農林水産業・サービス業等
法人	1人以上	強制適用	強制適用

厚
年
手
引
一
二

一
二
六

個人経営	5人以上	強制適用	任意適用
	5人未満	任意適用	任意適用

23 厚生労働大臣に申請しなければならない

(1) 適用事業所以外の事業所が適用事業所となるためには、ポイント22で説明したとおり、次の①または②の要件が必要となります。

- ① 事業所に使用される者（適用除外の者を除きます。）の2分の1以上の同意を得ること。
- ② 事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を得ること。

なお、任意適用事業所の認可があったときは、加入に同意しなかった者を含め、その事業所の70歳未満の従業員全員が包括して被保険者となります。このような被保険者のことを任意包括被保険者といいます。ただし、適用除外に該当する者は被保険者とはなりません。

(2) 加入申請の手続

加入申請は次のとおりとなります（則13条の3第1項）。

何を	どこへ
厚生年金保険任意適用申請書	日本年金機構（年金事務所）
(注) 事業所に使用される者（適用除外の者を除く。）の2分の1以上の同意を得たことを証明する書類を添付（則13条の3第2項）	

また、健康保険の任意適用の認可と同時に厚生年金保険の任意適用の認可を受ける場合は、健康保険の任意適用の認可申請書に併記して行います（則13条の3第1項）。

なお、有限会社から株式会社へ組織変更した場合、『適用事業所名称変更届』『事業所関係変更届』および『保険料納入告知書送付（変更）依頼書』等を提出し、解散した場合は『適用事業所全喪届』を提出します。

※ 厚生労働大臣の権限にかかる事務のうち、適用事業所の適用および任意適用事業所の認可の事務は、日本年金機構へ委任されています（法100条の4第1項1号）。

厚
年
手
引
二

一
一
七

 関係書式

<<はじめて適用事業所となった場合の届出書類>>	
◆健康保険 厚生年金保険 新規適用届	後掲関係書式参照
<<適用事業所以外の事業所が適用事業所となるための書類>>	
◆健康保険 厚生年金保険 任意適用申請書	後掲関係書式参照
<<上記書類を提出する際必要となる書類>>	
◆健康保険 厚生年金保険 任意適用同意書	後掲関係書式参照
<<有限会社から株式会社へ組織変更するための書類>>	
◆健康保険 厚生年金保険 適用事業所所在地 名称変更(訂正)届	後掲関係書式参照
◆健康保険 厚生年金保険 事業所関係変更(訂正)届	後掲関係書式参照
<<会社を解散したときの書類>>	
◆健康保険 厚生年金保険 適用事業所全喪届	後掲関係書式参照

厚
年
手
引
一
〇
・
一
一

一
一
八

§ 8 適用事業所

第8条 第6条第3項①の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第12条に規定する者を除く。）の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない②。

趣旨

本条は、任意適用事業所の取消しについて規定したものです。

取消しを受けるには、使用される者の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。



厚
年
手
引
二
二

→ ポイント

① 第6条第3項

任意適用事業所のことです。

② 厚生労働大臣に申請しなければならない

(1) 取消しの要件

任意適用事業所の取消しを受けるには、次の①と②の要件が必要です。

二
三

§ 8 適用事業所

① 事業所に使用される者の（適用除外の者を除きます。）の4分の3以上の同意を得ること。

② 事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受けること。

任意加入の場合と違い、従業員の大部分の同意を必要としているのは、この取消しが被保険者に大きな影響を及ぼすためです。

なお、適用取消の認可があったときは、その取消しに同意しなかった者も含め、被保険者は包括して被保険者の資格を喪失します。

※ 厚生労働大臣の権限にかかる事務のうち、任意適用事業所の取消の認可の事務は、日本年金機構へ委任されています（法100条の4第1項1号）。

(2) 取消しの手続（則14条1項）

何を	どこへ
健康保険 厚生年金保険 任意適用取消申請書（則様式6号）	日本年金機構 （年金事務所）
（注） 事業所に使用される者の（適用除外の者を除く。）の4分の3以上の同意を得たことを証明する書類を添付（則14条2項）	

また、健康保険の任意適用取消の認可と同時に厚生年金保険の任意適用取消の認可を受ける場合は、健康保険の任意適用取消の認可申請書に併記して行います（則14条1項）。

厚
年
手
引
二

関係書式

《任意適用事業所を取り消すための書類》	
◆健康保険 厚生年金保険 任意適用取消申請書	後掲関係書式参照

二
四

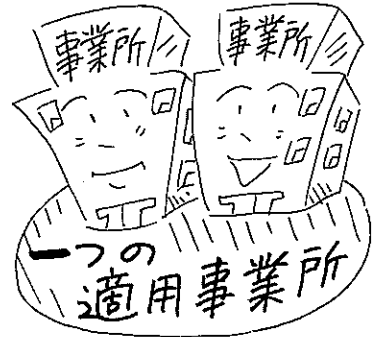
§ 8の2 適用事業所

第8条の2 二以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる¹。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第6条の適用事業所でなくなつたものとみなす²。

趣旨

本条は、二以上の船舶以外の適用事業所の一括扱いについて規定したものです。この一括扱いを行う場合、厚生労働大臣の承認を必要とします。



→ ポイント

1 適用事業所とすることができる

(1) 一括適用

二以上の適用事業所（船舶を除きます。）の事業主が同一の場合には、当該事業主は厚生労働大臣の承認を受けて当該二以上の事業所を一の事業所とすることができます。

厚生年金保険では、原則として事業所を単位として適用が行われますが、大企業等においてコンピューターの導入が進み、支店・工場の従業員についても本社

等において人事、給与等の事務を集中管理することが多く、従来の事業所単位の適用が実態にそぐわなくなっていました。そこで、昭和44年の法改正において、この二以上の適用事業所を一括して一つの適用事業所とすることができるようになりました。

一括適用の事業所となった場合には、当該二以上の事業所間で被保険者が転勤したときでも、被保険者資格の得喪は生じません。

なお、一括適用の承認基準は次の通りです。(平24・9・7保発0907第2・年管発0907第1)

一括適用の承認を受けるには、厚生年金保険および協会けんぽ管掌の健康保険について、次のすべての基準を満たさなければなりません。

- ① 一つの適用事業所にしようとする複数の事業所に使用されるすべての者の人事、労務および給与に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、適用事業所の事業主が行うべき事務が所定の期間内に適正に行われること。
- ② 一括適用の承認により指定を受けようとする事業所において、上記①の管理が行われており、かつ、当該事業所が一括適用の承認申請を行う事業主の主たる事業所であること。
- ③ 承認申請にかかる適用事業所について健康保険の保険者が同一であること。
- ④ 協会けんぽ管掌の健康保険の適用となる場合は、健康保険の一括適用の承認申請も合わせて行うこと。
- ⑤ 一括適用の承認によって厚生年金保険事業および健康保険事業の運営が著しく阻害されないこと。

(2) 手 続

ア 一括適用の承認

事業主は、一括適用の承認を受けようとするときは、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用承認申請書」を日本年金機構に提出するとともに、一の適用事業所としようとする事業所（以下、対象事業所という。）の所在地を管轄する年金事務所長へその旨を届出なければなりません。(平24・9・7保発0907第2・年管発0907第1)

申請書のほか、次の添付書類が必要です。

- ① 指定事業所（一括適用の承認を受けようとする事業所に使用されるすべての者の人事、労務および給与を集中的に管理する主たる事業所であって日本年金機構理事長が認める事業所）において管理する人事、労務および給与に

関する事務（健康保健・厚生年金保険に関するものに限る。）の範囲およびその方法を説明する書類

- ② 指定事業所における被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者賞与支払届、被保険者報酬月額変更届および被保険者住所変更届の作成過程および被保険者への作成過程または届出の処理過程を説明する書類（これらの届出の作成過程で同一である場合は、共通の作成過程を説明する書類でよい。）。なお、これらの届出について、必要事項を記録した磁気ディスクを提出する方法に加え、必要事項を記載した届書を提出する方法も認められています。（平24・8・10年管発0810第2）
- ③ 被保険者の資格の取得・喪失の確認、標準報酬の決定等の内容を被保険者通知する方法および健康保険被保険者証等（協会けんぽ監視用の健康保険の場合）を被保険者へ交付する処理過程を説明する書類

承認を受けた事業主は、指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ対象事業所の被保険者およびその被扶養者の資格に関して、対象事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ当該事業所の被保険者の資格の喪失に関して届け出なければなりません。

イ 指定事業所の変更

指定事業所を変更するときの手續としては、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険指定事業所の変更・所在地変更承認申請書」を変更後の指定事業所の所在地の年金事務所を経由して日本年金機構に提出します。この場合、同一都道府県内における変更の場合を除き、変更前の指定事業所の所在地の年金事務所にその旨を届け出ることとなっています（平24・9・7保発0907第2・年管発0907第1）。

※ 厚生労働大臣の権限にかかる事務のうち、一括適用の事務は、日本年金機構へ委任されています（法100条の4第1項1号）。

2 第6条の適用事業所でなくなつたものとみなす

厚生労働大臣が承認すると、申請した事業所は一括して一つの適用事業所となりますが、個々の事業所は法6条の適用事業所であるとともに一括適用事業所であるため混乱を招くこととなります。そこで、一括適用の承認を受けた個々の事業所は、法6条の適用事業でないものとみなされています。

📄 関係書式

<<一括適用を申請する際の届出>>	
◆全国健康保険協会管掌健康保険 厚生年金保険一括適用承認申請書	後掲関係書式参照
<<指定事業所に変更があった際の届出>>	
◆全国健康保険協会管掌健康保険 厚生年金保険指定事業所の 変更所在地変更承認申請書	後掲関係書式参照

📄 参考通知

◆厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第113号）が平成24年8月10日に公布されたので通知する。

この省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、貴下職員に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の内容

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の適用事業所の事業主が行う次の①から⑥の届出について、必要事項を記録した磁気ディスクを提出する方法に加え、必要事項を記載した届書を提出する方法を認

めるものとしたこと。

- ① 被保険者の資格取得の届出（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条）
- ② 被保険者の報酬月額届出（厚生年金保険法施行規則第18条）
- ③ 被保険者の報酬月額変更届出（厚生年金保険法施行規則第19条）
- ④ 被保険者の賞与額届出（厚生年金保険法施行規則第19条の5）
- ⑤ 被保険者の住所変更届出（厚生年金保険法施行規則第21条の2）
- ⑥ 被保険者の資格喪失届出（厚生年金保険法施行規則第22条）

第2 施行期日

平成24年8月13日

（平24・8・10管発0810第2）

◆厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）の施行については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成24年8月10日年管発0810第2号）をもって厚生労働省大臣官房年金管理審議官から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これにかかる事務の取扱いについて、別添のとおり、日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知を发出したので、御了知願いたい。

〔別 添〕

年管発0810第1号
平成24年8月10日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）の施行については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成24年8月10日年管発0810第1号）をもって厚生労働省年金管理審議官から貴機構理事長あて通知されたところであるが、これにかかる事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

一括適用事業所の事業主が被保険者の資格取得の届出等を行う際に、磁気ディスクを使用して提出しなければならない

とされていることは、届出を行うべき事項が少ない場合において事業主等の利便性に欠ける面があることから、今般の改正省令により、必要事項を記載した届書を提出する方法によることも可能としたところである。

しかしながら、一度の届出件数が大量となる場合であって、届書を提出する方法により届出が行われると事業主及び年金事務所の事務処理に大きな影響を与えることが想定される場合には、磁気ディスクにより届出を行うよう、事業主に対して協力依頼を行って差し支えないものとする。

（平24・8・10年管発0810第2）

◆健康保険・厚生年金保険一括適用承認基準及び全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用取扱要領の改正について

健康保険法第34条第1項の規定による厚生労働大臣の承認については、健康保険法第204条第3項により、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の承認については、厚生年金保険法第100条の4第1項により、それぞれ日本年金機構に事務の委任がなされ、健康保険については、平成16年6月30日保発0630001号・庁保発第0630002号により、厚生年金保険については、平成16年6月30日庁保発第0630003号により、それぞれ取り扱われているところである。

今般、事業主が一括適用制度を利用しやすい環境を整えるため、一括適用に係る届出の際の「添付書類の簡素化」を図ることとし、「健康保険・厚生年金保険一括適用承認基準」を別添1のとおり、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用取扱要領」を別添2のとおりそれぞれ定め、平成24年10月1日から

適用することとしたので通知する。

なお、平成16年6月30日保発第0630001号、庁保発第0630002号及び平成16年6月30日庁保発第0630003号は、本年10月1日をもって廃止する。

(別添1)

健康保険・厚生年金保険一括適用承認基準

健康保険法第34条第1項又は厚生年金保険法第8条の2の規定による厚生労働大臣の承認（以下「一括適用の承認」という。）は、次の各項に定める基準に適合する適用事業所について行うものとする。

- 1 健康保険法第34条第1項又は厚生年金保険法第8条の2の規定により一適用事業所としようとする二以上の事業所のうち一の事業所において、承認申請にかかる適用事業所に使用されるすべての者の人事、労務及び給与に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、これらの者にかかる健康保険又は厚生年金保険の適用事業所の事業主が行うべき事務が、所定の期間内に適正に行われること。
- 2 全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所である場合には、以下の基準を満たすこと。
 - イ 一括適用の承認により日本年金機構理事長の指定を受けようとする事業所において、前項に規定する管理が行われており、かつ、当該事業所が一括適用の承認申請を行う事業主の主たる事業所であること。
 - ロ 承認申請にかかる適用事業所について、厚生年金保険の一括適用の承認申請を合わせて行うか、又は、厚生年金保険の一括適用の承認を受けていること。
 - ハ 承認申請にかかる適用事業所につ

いて、健康保険の保険者が同一であること。

- 3 一括適用の承認によって健康保険事業又は厚生年金保険事業の運営が著しく阻害されないこと。

(別添2)

全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用取扱要領

(準則)

- 第1 健康保険法（以下「健保法」という。）第204条第1項第3号及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第100条の4第1項の規定により日本年金機構が行う健保法第34条第1項及び厚年法第8条の2の規定による承認（以下「一括適用の承認」という。）及びこれに基づく適用事業所の変更（以下「一括適用」という。）の事務手続に関しては、法令の定めるところによるほか、この取扱要領の定めるところによる。

(承認の申請等)

- 第2 事業主は、一括適用の承認を受けようとするときは、健康保険法施行規則（以下「健保則」という。）第23条及び第158条の3第6号、厚生年金保険法施行規則（以下「厚年則」という。）第14条の2の規定により、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用承認申請書」（様式第1号）を日本年金機構に提出するとともに、一の適用事業所としようとする事業所（日本年金機構理事長の指定を受けようとする事業所を除く。）（以下「対象事業所」という。）の所在地を管轄する年金事務所長へその旨を届け出るものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 指定事業所（一括適用の承認を受

厚生手引一〇

一一八ノ二

けようとする事業所に使用されるすべての者の人事、労務及び給与を集約的に管理する主たる事務所であつて日本年金機構理事長が認めるものをいう。以下同じ。)において管理する人事、労務及び給与に関する事務(健康保険・厚生年金保険に関するものに限る。)の範囲及びその方法を説明する書類

(2) 指定事業所における被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者賞与支払届、被保険者報酬月額変更届及び被保険者住所変更届の作成過程を説明する書類。ただし、これらの届出の作成過程が同一である場合には、共通の作成過程を説明する書類で足りるものとする。

(3) 被保険者の資格の取得の確認等についての健保法第49条第2項の通知又は同条第3項の届出(健保法第50条において準用する場合を含む。)及び厚年法第29条第2項の通知又は同条第3項の届出(厚年法第30条において準用する場合を含む。)の処理過程を説明する書類

(4) 健康保険被保険者証等の交付についての健保則第47条第3項の交付(健保則第52条、第99条及び第105条において準用する場合を含む。)の処理過程を説明する書類

3 第1項の承認を受けた事業主は、指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ対象事業所における被保険者及びその被扶養者の資格に関して、対象事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ当該事業所における被保険者の資格の喪失に関して届け出るものとする。

(事業所の増減)

第3 事業主は、一括適用事業所(健保法第34条第1項及び厚年法第8条の2第1項の規定による一の適用事業所をいう。以下同じ。)にさらに一以上の適用事業所(一括適用事業所を含む。)を追加しようとするとき又は一括適用事業所から一以上の事業所(指定事業所を除く。)を除外しようとするときは、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用事業所追加・除外承認申請書」(様式第2号)を指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長を経由して日本年金機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた事業主は、追加する事業所に関して、追加する事業所の所在地(追加しようとする適用事業所が一括適用事業所であるときは、その指定事業所の所在地)を管轄する年金事務所長及び指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ届出を行うものとする。ただし、全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所である場合は、第2の第3項の規定を準用する。

3 第1項の承認を受けた事業主は、除外する事業所に使用される被保険者に関して、その使用される事業所の所在地を管轄する年金事務所長へ届出を行うものとする。この場合において、除外する事業所の所在地を管轄する年金事務所長への届出に併せて、当該事業所を新たに適用事業所とするための事務手続を行うものとする。

(指定事業所の変更等)

第4 事業主は、指定事業所を変更し又は年金事務所の所管区域を超えて指定事業所の所在地を変更しようとするときは、「全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険指定事業所の変更・所在地変更承認申請書」(様式第3号)

を変更後の指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長を経由して日本年金機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の場合、事業主は、変更前の指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長へその旨を届け出るものとする。

第5 事業主は、一括適用の承認後に第2の第2項各号に掲げる書類に記載された事項の全部又は一部を変更しようとするときは、当該変更にかかる説明書類を指定事業所の所在地を管轄する年金事務所長を経由して日本年金機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(一括適用事業所の名称等の変更届)

第6 事業主は、一括適用事業所の名称を変更したときは、すみやかに健保則第30条第1項各号及び厚年則第23条第1項各号に掲げる事項を、指定事業所を管轄する年金事務所長等を経由して日本年金機構理事長に提出するものとする。

2 事業主に変更があったときは、すみやかに事業主及び事業主であった者は、連署をもって健保則第31条各号及び厚年則第24条第1項各号に掲げる事項を指定事業所を管轄する年金事務所長等を経由して日本年金機構理事長に提出するものとする。

(承認の取消し)

第7 日本年金機構理事長は、次のいずれかの場合には、一括適用の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業主から一括適用の承認の取り消しが申請されたとき。
- (2) 健康保険・厚生年金保険一括適用承認基準に適合しなくなったこと、その他の理由により一括適用の継続が適当と認められないとき。

(ブロック本部長の意見)

第8 対象事業所の所在地を管轄するブロック本部長は、事業主より第2、第3、第4又は第5の規定による申請書の提出があったときは、対象事業所の保険料の収納状況や各種届出の提出状況等について、日本年金機構理事長に対し意見を述べるものとする。

2 指定事業所の所在地を管轄するブロック本部長は、前項の意見を取りまとめ、日本年金機構理事長に提出するものとする。

(承認の通知)

第9 日本年金機構理事長は、第2、第3、第4又は第5の申請について承認を行ったとき又は第7の承認の取り消しを行ったときは、申請書の提出を受けた年金事務所長、第8により意見を述べたブロック本部長及び事業主にその旨を通知するものとする。この場合、事業主への通知は、申請書の提出を受けた年金事務所長を経由して行うものとする。

(事業主の書類の提出等)

第10 事業主は、一括適用の実施に関し、日本年金機構理事長が必要と認める文書その他物件を提出し、又は当該職員の調査を受け入れるものとする。

(健康保険組合が設立された適用事業所への適用)

第11 健康保険組合が設立された適用事業所の事業主が行う一括適用の承認の届け出に関する事務手続については、厚生年金保険に関するものに限り、本取扱要領を適用する。

様式第1号・第3号〔後掲関係書式参照〕

(平24・9・7保発0907第2・年管発0907第1)